

經濟論叢 每月一日發行  
 第四十七卷第四號 昭和十三年十一月一日發行  
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷七十四第

行發日一月十年三十和昭

## 論叢

三通小考

法學博士 財部 靜治

起債増税比較論

經濟學博士 汐見 三郎

土地利用組合の一つの型

經濟學博士 八木芳之助

## 時論

中支法幣對策

經濟學博士 飯島 幡司

支那法幣の發行銀行

十龜 盛次

## 研究

我國産業革命の始期

經濟學士 堀江 保藏

カール・メンガーの社會政策學批判

經濟學士 白杉庄一郎

ミユルダールの經濟變動理論

經濟學士 青山 秀夫

## 說苑

軍需工業に對する國家統制

經濟學士 大塚 一朗

臨時地方財政補給金の一考察

經濟學士 田杉 競

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

## 支那法幣の發行銀行

——支那法幣に關する若干の考察——

十 龜 盛 次

法幣とは汎く法貨 (Legal tender) の意であるが、今日の所謂法幣は民國二十四年十一月三日の幣制改革に依て出現したものである。同日付財政部布告第一項に曰く「本年十一月四日ヨリ中央・中國・交通三銀行發行ノ紙幣ヲ以テ法幣ト定メ、一切ノ租税ノ納付及公私款項ノ收付ハ一律ニ法幣ニ限リ、現金ヲ行使スルヲ得ズ……」。是に據て支那は銀を國有として銀本位制を離脱し、紙幣本位制に移行し、茲に新なる意義の法幣を出現せしめたのであるが、發券銀行制度が統一されず、分散式發行制を踏襲して居る爲めに、公私債務の支拂に無制限に使用せらる可き本位紙幣——法幣は後項詳説せるが如く國家銀行及特許銀行たる中央・中國・交通並に中國農民（後に追加）四行の發行に係る様の根本的特質を帶有して居る。以下項を追ふて法幣の發行機關・準備規定・價值維持政策等に關し概説を試みるであらう。

支那に於て紙幣を發行する銀行は、中央銀行・特許銀行・省市立銀行・商業銀行・外國銀行等多數を算し、分散式發行制度たるを根本的特色とするが、更に之を縦に分類すると政府系銀行（國家銀行たる中央銀行及特許銀行たる中國・交通・中國農民三行、嚴密に謂へば外に商業銀行三行あるも普通之を省く）と民間銀行との二者と

なる。而して法幣を發行し得るは政府系四銀行のみである。

## 一 中國銀行

政府系發券銀行中年代的に最も古く、且發行高最も多きものであつて、清朝末葉の光緒三十一年（一九〇五年）に外國發券制度を移植す可く暫定的に設立せられた政府の發券銀行たりし大清戶部銀行に濫觸して居る。即ち義和團事變（一九〇〇年）以後中國の當局は商業、金融方面の改革の最も急務なるを認め、戶部（財政部）が財務參事會と聯合して帝國銀行の設立を奏請し、光緒三十年三月裁可を得て試辦銀行章程が制定せられたので、規定資本金四百萬兩の募集を開始したが、民間に於て應募者を見出し難く、政府亦財庫空虛なりしを以て、已むなく戶部が先づ二十萬兩を拂込みて設立を告げ、三十一年九月大清戶部銀行の定名を以て北京に開業し、天津・上海等に支店を設置した。該の試辦銀行は幣制の樞紐たる可きものであつたから、紙幣發行の特權を附與せられ、其紙幣は「公私出入款項に論なく均しく一律に通用し、現銀と同様に使用」せらるゝ規定であつた。

超て光緒三十四年戶部が度支部と變改すると共に大清戶部銀行は改組して永久的・獨立的の大清銀行と化し、大清銀行則例が頒布せられて試辦銀行章程は廢止せられた。同則例第五條に「大清銀行ハ國家ニ代リ紙幣ヲ發行スル權ヲ有スル。但須ク兌換紙幣則例ヲ遵守シ……」と規定して依然國家銀行としての地位を確保し、一方經營概ね穩健であつたので、業勢先づ順調に進み、其末期に於ける紙幣發行高は五、四三八千兩。一二、四五九千元を算した。

幾何もなくして宣統三年（一九一一年）十月十日に辛亥革命爆發し、同行は不測の打撃を受くるに至つて漢口支店は先づ停業し、長沙・庫倫兩支店は獨立する等内部空虛、全面的に停業状態に陥つた。只上海支店のみは一時多額の預金引出に遭ふたが、勉めて難關を突破するを得、南京に臨時政府が出来ると民國元年（一九一二年）二月眞先に中國銀行と改稱して獨立の新銀行となり、直に大清銀行の整理に着手した。翌年四月に至り中國銀行條例が頒布せられ、資本金は六千萬元、官股（政府出資）、商股（民間出資）半々と規定せられたが、實際豫定の應募なく、一九二八年末に至つて漸く二千五百萬元（内五百萬元官股）に達するを得たのである。又本店を北平に置き、支店を各省市及主要商埠に設け、一般銀行業務の外に「政府の委託を受けて全國通用の兌換券を發行」する特權を保有し、國家銀行たるの職能を維持した。

爾後中華民國の統一が漸を逐ふて進むに伴ふて、同行の業勢も徐々に暢び、五年春袁氏が帝を稱すると各地に反對騒起し、國內脈亂に陥つたので、北平政府は中國銀行に兌換停止を命じたが、上海分行は之を遵奉せず、股東（株主）聯合會を組織し、上海紳商と合作して兌換を繼續したので、社會の信用を博し、紙幣發行高は下表の如く累増し、恰然中央銀行たる地位を矜持したのである。

中國銀行紙幣發行高（單位千元）

一九三三年	一、〇〇一	一九三四年	一、六、三九八	一九三六年	四、六、四三七
一九二八年	三、一七〇	一九三〇	六、八八四	一九三三	七、七、七六六
一九二四年	八、九七六	一九二六	一、三、七、三三二	一九二八	一、一、七、三〇〇
一九二〇	一、〇〇、八七九	一九二二	一、八、四、四三六	一九二四	三、七、五〇三

民國十六年時勢の需要に應じて本店を上海に移したが、南京に樹立された國民政府の政權が全國化するに伴ひ、一國中央銀行としての業務を殆ど民營に均しき中國銀行及交通銀行に委して顧みざるは當を得ず、宜しく別個に國家銀行たる中央銀行を設立して發券制度を統一し、政府の財政機關たらしむ可しとの議が起つて、後顯の如く民國十七年に中央銀行が新設せらるゝと同時に同年十月廿六日に制定せられた「中國銀行條例」(二十四年二月二十八日部令修正)に依り中國銀行の status には根本的なる改訂が加へられた。即ち同條例第一條は「中國銀行ハ國民政府ノ特許ヲ經タル國際爲替銀行(國際匯兌銀行)ト爲シ、株式會社(股份有限公司)ノ組織ヲ以テ之ヲ設立ス」と規定して特許銀行 (Chartered bank) たる本質を與へ、其營業種目を内外國爲替(匯兌)及荷爲替(貨物押匯)、確實なる商業手形の割引(貼現)及買入、確實なる擔保付貸付(放款)、地金銀及各國貨幣の賣買、各種預金(存款)の受入、諸證券類及貴重物品の保護預り、手形代金の取立、政府の委託に依る内債の募集及其事務の經理並に公債の賣買と定めて(第十一條)一般銀行と同一列に置き、政府及中央銀行の委託を受けて政府發行外債の募集及元金支拂、政府在外資金(國外款項)の經理、海外貿易の發展及扶助並に一部國庫事務の代理取扱を爲し得ることとして(第九條)國際爲替銀行としての態様を備へしめし外第十條は「中國銀行ハ財政部ノ特准ヲ經テ兌換券ヲ發行スルヲ得。但須ク兌換券條例ニ遵照シテ辦理スベシ」と規定して創製以來の主目的たりし發券業務の繼續を認容したのである。

當時同行資本金は二千五百萬元で、内五百萬元が官股、二千萬元が商股であつたが、米國銀政策の直接的波動

を享けて銀が大量に國外に流出し、通貨饑饉に當面すると通貨金融政策を進展せしむる上の必要よりして、國民政府は同行を其管理下に拉致し來ることとし、民國二十四年二月廿八日條例の一部を修正した。修正の核心は官股の増加と重役會の改組とであつて、前者に就ては資本金を四千萬元に増加し、増加額一千五百萬元は全部政府に於て之を引受け（金融公債の發行に依り拂込金を調達）、民間出資と等額とし——但配當は官股五%、商股七%とす——將來商股増加の必要を生じたる場合には、株主總會の決議に依り財政部の核准を要すると定めた。後者に就ては理事（董事）二十一名中九名、監事（監察人）七名中三名は夫々財政部の任命に係り、理事の互選に依る常務理事（常務董事）七名中一名は財政部の任命に依り理事長（董事長）となる旨を定め——宋子文が理事長・常務理事となつた——資本金及經營機關の兩面より同行は政府系に歸した。

## 二 交通銀行

光緒三十三年（一九〇七年）十二月郵傳部の奏准設立せしものであつて、戶部の設立に係る前掲大清戶部銀行と對蹠の態であつた。庫平銀一千萬兩、半額拂込の官商合辦で、五分の二は官股、五分の三は商股に屬し、普通銀行業務の外紙幣發行權を享有した。繼で民國三年四月の大總統命令で一般銀行業務の外特別會計國庫金の保管、紙幣の發行等が確認せられ、十一年に二千萬元に増資すると共に所謂獨立紙幣發行制——分區發行制を創肇した。即ち發行地點を分成して區となし、發行總分準備庫を組織して各其區内の發行事務を司らしめ、互に混淆せしめず。斯くして紙幣發行事務と普通銀行業務とは劃分せられ、且發行準備金の數字を期を按じて公表することとし

たのである。紙幣面に發行地を印せる地名券制は茲に發足する。

中央銀行が設立せられ、中國銀行が改組せらるゝと前後して、民國十七年十一月十六日に交通銀行條例が制定せられ、其第一條は「交通銀行ハ國民政府ノ特許ヲ經タル全國實業ヲ發展セシムルノ銀行（發展全國實業之銀行）ト爲シ、株式會社組織ヲ以テ之ヲ設立ス」と規定して中國銀行同様特許銀行たる本質を附與せらるゝと俱に實業會社社債の應募引受、確實なる擔保付貸付及産業工廠・商社に對する當座貸越（往來放款）、實業用動産不動産を擔保とする貸付、確實なる商業手形の割引又は買入、各種預金の受入、保護預り、信託貯蓄業務、代金取立、内外國爲替及荷爲替、證券・地金銀及各國貨幣の賣買、倉庫・運輸及保險業務並に實業發展に資する投資（但投資金額は拂込資本の四分の一を超過するを得ず）が營業種目として規定せられ（第十一條）、更に政府及中央銀行の委託を受けて政府公債の代理事務、公共實業機關發行社債の募集、元利支拂事務・交通事業の公金取扱、一部の國庫事務取扱並に實業の獎勵發展に關する事項の辦理を爲すことが認められ（第九條）、一應興業銀行式の體裁を整へた上、發券業務に關しても「交通銀行は財政部の特准を経て兌換券を發行するを得、但須く兌換券條例に遵照して辦理す可し」（第十條）と明記して之を繼續するを認容せられた。

嗣後中國銀行と共に國民政府の翼下に收めらるゝことゝなり、民國二十四年四月十二日に交通銀行條例の一部が修正せられた。修正の中核は官股の増加と重役會の改組とであつて、後者は中國銀行と全然同様であるが、前者は政府出資二百萬元を一躍一千二百萬元に増加し、民間出資八百萬元は据置としたので、政府は資本の六割を占取するに至つた。

尙同行發行の紙幣は中國銀行の紙幣に亞いで汎く流通し、民國成立以來の發行高を表示すれば下の如くである。(單位千元)

一九三三年	七九三	一九四四年	五、九五七	一九二六年	三、二五六
一九二八年	三五、一八四	一九三〇	三九、一七〇	一九三三	三三、五五三
一九二四年	四、六二九	一九二六	七、二二六	一九二九	六、三三六
一九二〇	八、八九三	一九二二	八、三三四	一九二四	一〇、三三四
一九一六	二九、〇四五				

### 三 中央銀行

國民黨の設立せし中央銀行には、民國十三年孫中山が廣東に創設せしものがあり、後民國十五年北伐軍が武漢を底定したる際漢口に設立せしものがあり、共に名實中央銀行としての役割を演じ得るに至らずして後に省銀行に墮した。現在の中央銀行は漢口・廣東の中央銀行とは別個に國民政府が南京に奠都すると開設に着手せられたものであつて、民國十六年十月廿五日政府は中央銀行條例十九條、章程三十二條を制定して「中央銀行を國家銀行として國內最高金融機關となし、國家集資に由り之を經營し、籌備所を上海に置く」こととしたのである。然るに翌年國民政府の北伐略完了して全支の統一が實現したので、全國經濟會議及全國財政會議を開催し、財政經濟に關する根本政策を決定したが、其際經濟建設の核心機關たる可き中央銀行設立の緊要なることも強調せられ、「國家銀行は政府に代り、國庫發行紙幣を管理する義務を有する。若し我國に於て金爲替本位を實行せんとせば、



最も鞏固にして完備し、且最も信用ある國家銀行が無ければならない。速かに國家銀行を組織して紙幣の發行、金融の整理、國庫の代理等を處理するに於ては……」と謂ふが如き方針が樹立され、是に準據して十七年十月五日中央銀行條例二十條が公布施行せられ、十一月一日政府が金融公債の發行に依り調達したる資金を拂込みて資本金二千萬元（拂込濟）の中央銀行が純然たる國家銀行として上海に開業し、幣制統一・金融調劑・銀行の銀行を標榜した。而して此の國家銀行を養育する上に於て久しく發券銀行の地位を確保せし中國・交通兩行を其儘に放置し得ないので、開業と相前後して是を特許銀行と變改したのは前掲の如くである。

爾來中央銀行は國民政府の政治的勢力擴大の濤に乗り、國家銀行としての專有特典を武器として、急速に業勢を伸暢し、殊に米國銀政策の進展に伴ふ貨幣金融恐慌の騷發と共に客觀情勢が變轉を極めた裡に在て、政府の同行強化政策——中國・交通兩行の政府系化、同行の資本増加、中國實業・中國通商及四明實業三商業銀行兼發券銀行の政府系化等——に因り一段と發展し、中國・交通兩銀行を翼下に收めて支那の貨幣・金融・爲替の全分野に互つて著しく統制力を擴充したのである。

今民國廿四年（一九三五年）五月二十三日公布の修正中央銀行法に據り、同行現在の *status* を概觀すると。

(1) 組 織 第一條は「中央銀行ハ國家銀行ト爲シ、國民政府ニ由リ之ヲ設置ス」と規定し、中央銀行が

戦前の露西亞帝國銀行、現在の瑞典・丁抹兩中央銀行と均しく全然國有である根本的特質を顯して居る。從て其資本金銀本位幣一億元は國庫より拂込まれ（第六條）、將來必要の時には國民政府の認可を受けて民有株を發行することを得るが、其總額は資本金の四〇％以下とし、且本國に於て銀行業錢莊業（銀錢業—前者は新式銀行、後者は舊

式銀行を指す)を營む法人に其引受優先權を與へ、是等法人の引受額が資本金の三〇%以上に達したる時に、初めて本國人個人の引受を許容するが、此場合には一々財政部長の認可を要する様に制限せられて居る(第七條)。

又同行の經營機關たる理事會は國民政府の特派せる十一名乃至十五名の理事に依り組織せられ、其中に實際農業・工業・商業及銀行業を經營する者各一名を含むを要する。

常務理事五名乃至七名を置き、國民政府が之を指定する。

總裁は國民政府が常務理事中より之を特任し、副總裁二名は國民政府が常務理事又は理事中より之を簡任する。

監事會は國民政府の特派する監事七名より成り、其中には實際農業・工業・商業及銀行業を經營する者各一名並に國民政府審計機關の代表者一名を含むを要する(第八―十條)。

(2) 特 權 中央銀行が急速なる發展を遂げた尤因は、其享有する諸種の特權に存するが、是に關し第一條は「中央銀行ハ國民政府ニ由り左列特權ヲ授與セラル。一、本位幣及輔幣(補助貨)ノ兌換券ノ發行。二、政府ノ鑄造スル本位幣及輔幣ノ發行ノ經理。三、國庫ノ經理。四、内外債ノ引受、募集並ニ元利支拂事務ノ經理」と規定して居るが、就中重要なるは發券業務であることは改めて説く迄もない。

民國十七年十月廿五日國民政府は中央銀行兌換券章程十條を頒布し、中央銀行は是に準據して銀元券を發行した。即ち「中央銀行は中央銀行條例……に依り發行局を特設し、兌換券を發行し、國幣を以て之を兌換」(第一條)「中央銀行の兌換券は賦稅公款の納付、債務の辨濟及其他一切の交易に用ゆるを得」(第四條)たのである。現行

中央銀行法は右章程の一部に修正を加へたが、中央銀行の紙幣と他の發券銀行の紙幣との間に設けられた本質的な溝渠を抽出すると。

(イ) 全國的流通性 從來支那の發券銀行は所謂分區發行制を採り、紙幣の券面に流通區域を印して居つた。地名券と呼ばれる、所以である。例へば中國銀行券にして漢口の地名を印せるものは、其準備の大部分が漢口分行に於て保管せられ、漢口附近のみにて流通したのである。斯の如き分區發行制は支那經濟の封建的的地方割據性に發足したのであるが、中央銀行は創肇當時より之を排撃して券面に流通區域を示さず、全國的流通性を矜持した。中央銀行法第十九條が「中央銀行兌換券ハ區域ヲ分クズ、全國一律ニ通用ス」と明定したのは、中央銀行に依る貨幣・金融の統一を目指したものである。

(ロ) 發行税の免除 民國二十一年十月廿九日の修正銀行兌換券發行税法は、總ての發券銀行の保證準備發行額（發行總額の最高四割）に對し一、二五%の發行税を課する事としたのであるが、中央銀行は同法第二十一條に依り之が納付を免ぜられ、他の發券銀行よりも有利なる立場に置かれた。

(ハ) 準備金の公開 民國十七年十月の中央銀行條例第十三條は、英蘭銀行の掣に倣ひ「中央銀行ハ業務、發行ノ二局ヲ設ケ、各總經理一人ヲ置キ……」と規定して發行業務を獨立せしめ、中央銀行兌換券章程第六條は「中央銀行ノ發行準備ハ完全ニ公開シ、毎旬應ニ兌換券發行額數表及準備金額數表ヲ公布スベシ」と明記し、一般發券銀行が準備金に關しては何等發表する所なかりしに反し之を公開する事としたので、一般の好評を博した。現行中央銀行法は「中央銀行兌換券準備金ハ完全ニ公開シ、兌換券發行額及準備金額ハ每週列表公布スベシ」(第二十四

條)と規定して毎旬を毎週に改め、監事會の職務中に準備金の検査及兌換券發行數額の検査を加へた(第十三條)。

以上の如く中央銀行の紙幣は、他の發券銀行の紙幣よりも優越せる地位を占むるが、尙中央銀行は國家銀行として海關金單位兌換券を發行する特權を專有して居る。民國十九年一月十五日國民政府は「近日金價暴騰銀價低落シ、金融ニ影響スル所極メテ大ニシテ對外債務償還上受クル損失最モ不利ナリ。宜ク速カニ法ヲ設ケテ補救スベシ。依テ一切ノ海關輸入税ハ之ヲ一律ニ金貨幣ニテ徵收スル事ニ改メ、六〇・一八六センチグラムノ純金ヲ以テ單位ト爲シ、標準計算ヲ行フベシ……」の如き命令を發シ海關金單位制度を創制した。而して中央銀行は國家銀行として國庫を代理する地位に在り、民國十八年(一九二九年)二月一日以來關稅收入が漸次に總稅務司より中央銀行に預入せられ、其一部が一定の期日に匯豐銀行(Hongkong Shanghai Banking Corporation)に引渡されて、外債の償還に振向けられる事となつたので(其以前は關稅收入は一應匯豐銀行に預入された)、同行は當然海關金單位制を處理する機關となつた。仍て同年四月には海關金單位の當座預金を開始し、商人に小切手を振出す便宜を與へたが、民國二十年五月一日より海關金單位兌換券を發行するに至つた。即ち同年四月廿四日海關佈告第一二〇九號は「總稅務司令・財政部令ニ基キ五月一日ヨリ中央銀行ハ海關金兌換券十金單位・五金單位・一金單位・二角及一角ノ五種ヲ準備發售スル。其換算率ハ中央銀行ノ決定スル所ニ依ル。本兌換券ハ政府ノ命令ニ由リ中央銀行ノ發行スルモノニシテ、海關輸入税其他金單位ヲ以テ納付ス可キ各款ヲ完納スルニ用ヒラレ、額數ニハ制限ナシ……」なる旨を布告し、爾後流通額は次第に膨脹し、一九三一年末二五〇千金單位、一九三三年三月末四〇九千金單位を示して居る。

(3) 營業 次に右掲各種特權の外に一般業務としては、第二十八條に於て下の如く規定されて居る。

(一)金の受入、(二)各銀行法定準備金の保管、(三)手形交換及各銀行間の付替決済(割撥結算)、(四)國民政府發行又は保證の國庫證券及公債利札の再割引(重貼現)(但右證券及利札の期限は再割引の日より六ヶ月を超過するを得ない)、(五)國內銀行引受手形(承兌票)、國內商業手形の再割引(手形は貨物の生産・製造・運輸或は販賣に依り發生し、期限は再割引の日より六ヶ月を超過するを得ない。又少くも確實なる商號二家の署名(簽名)あるを要する。但貨物引換證、倉庫預り證又は倉庫證券(提單・棧單或倉單)を添付して擔保品とし、且貨物の價值が擔保する手形金額の百分の二十五を超過する時は確實なる商號一家の署名あらば亦之を辦理する事が出来る)。(六)國外支拂の爲替手形の賣買(手形が輸出貿易に由り發生する所に係り、一覽後期限は四ヶ月を過ぐるを得ない。若し引受手形ならば期限は本銀行取得の日より四ヶ月を過ぐるを得ない。商業慣習に依照して支拂期日を定むる爲替手形は少くも確實なる商號二家の署名を要する。貨物代表證券を擔保とする場合は前項と同様とする)。(七)國內外の確實なる銀行の一覽拂爲替手形(即期匯票、小切手(支票)の賣買)。(八)國民政府發行又は保證の公債、庫券の賣買(其數額は理事會が之を議定する)。(九)地金銀及外國貨幣の賣買。(十)内外爲替の辦理及本票の發行。(十一)地金銀擔保の貸金。(十二)國民政府發行或は保證の公債・庫券を擔保とする貸金(其金額、期限及利率は理事會に於て之を議定する)。(十三)政府委辦の信託業務。

讀み來れば各銀行法定準備金の受入、再割引貸付、貿易手形及公債の賣買——(Open Market Operations 等近代中央銀行の態様を法規面に備へて居るが、支那の經濟・金融組織の現狀を以てしては、到底歐米式中央銀行

の職能を果たすが如きは不可能で、所詮沐猴にして冠するの譏を免れない。

#### 四 中國農民銀行

當初豫(湖南)、鄂(湖北)、皖(安徽)、贛(江西)、四省農民銀行(略稱四省農民銀行)と稱し、豫・鄂・皖三省剿匪總司令部の特許を経て、民國二十二年(一九三三年)四月一日拂込資本金三百萬元の官商合辦銀行として漢口に開業した農業銀行であつて、前顯四省を流通地域とする紙幣の發行權を有した。後民國二十四年(一九三五年)六月四日に制定せられたる「中國農民銀行條例」に據て國民政府の特許を経たる農業銀行(農業資金の供給、農村經濟の復興、農業生産の改良進歩を促進するを目的とする)と化し、定名を變更し、中國・交通兩銀行と共に特許銀行として國民政府系の域内に這入つた。

資本金は一千萬元、内二百五十萬元は財政部より出資し、殘餘は各省、市政府及一般民間より出資し、現在七百五十萬元拂込である。

營業種目としては(イ)農民共同組合(合作社)、農業發展事業、水利及備荒事業、農産物及農具の改良事業等に對する貸付、(ロ)農業倉庫の經營、(ハ)動産及不動産抵當貸付並に信用保證貸付、(ニ)農業手形の割引、(ホ)各種預金及貯蓄預金の受入、(ヘ)爲替の辦理、(ト)地金銀及有價證券の賣買、(チ)其他農民銀行として必要なる業務等が掲げられて居るが、別に特權として拂込資本金の五倍迄の農業債券と四省に流通する兌換券の發行とが認容せられた。

民國廿四年(一九三五年)十一月三日の幣制改革に依り、法幣の發行權を有するものは中央・中國及交通の三銀

行に限定せられ、其他の發券銀行は十一月三日現在發行高を極度として其以上の増發を許されず、發行準備金は發行準備管理委員會に引渡して保管せしむる事となつた。自然中國農民銀行は當時の發行高二九、八四七千元を限度として其以上の増發を許されざるに至つたのであるが、幾何もなくして翌廿五年一月二十日に一億元迄の發行が認容せられ、三發券銀行の紙幣と同様法貨として行使し得る財政部よりの許可を得たので、發券制度の統一を目指せし幣制改革が些か後退を示す事となつた。該の増發許可は表面(イ)中央銀行が未だ支店出張所等の店舗を有せざる農村區域に流通せしむる事、(ロ)農村救済を援助し、共產軍より取戻したる地域を復興せしむる爲めに五千萬元の土地抵當貸付及農村貸付を行ふ事を條件としたのであつて、中央銀行の發言人が國民新聞社に發表せし談話に依るも「中國農民銀行ノ紙幣流通總額ハ現ニ政府ノ規定ヲ經テ一億元ヲ以テ限度トスル。現在同行紙幣流通總額ハ四千萬元ト五千萬元トノ中間ニ在リ。今一億元ニ至ル迄ノ増發ガ認可セラレタノハ、各省市地方銀行ノ發行ニ係ル紙幣ヲ接收シテ是ニ代ラシムル爲メデアリ、同行自身ノ發行法定準備金ハ發行準備管理委員會ノ管轄下ニ中央銀行ノ保管トナル可シ……」と説明し、増發分は地方銀行既發紙幣と代位するものであるが故に幣制改革の精神に背戻せずとして表面を糊塗した。

元來同行は軍事委員會(委員長蔣介石)を背景として、軍部及國民黨の機關銀行の如き役割を演じ、事實財政部の支配外に立ちし爲め、前顯規定の如く發行準備を管理委員會に引渡さず、又其の發行検査をも拒否し、動もすれば制限以上の發行を敢てして、一般の疑惑を招來すると共に、炳かに幣制改革の根本に牴觸する行動に出た。即ち發行準備管理委員會の支配外に立ちて自由に紙幣を増發し民國廿五年(一九三六年)末には一六二百萬元を算

する有様となつた。下列發行額を一瞥すれば同行の政策が無謀を極めたのを首肯する事が出来る。

一九三三年末

二、〇〇八千元

一九三四年末

五、六三三

一九三五年末

二九、八四七

一九三六

一、〇一〇元

一九三七

三〇、七九

斯の如き法規を無視せる急激なる増發は、中央當局の到底袖手傍觀し得ざる所であるので、民國廿六年二月二十三日特別管理條例を頒佈し同行に對し發券業務に關する法規を嚴守すると同時に等閑に附して顧みざる農業貸付を積極的に行ふ可きを嚴命した。是に關する通告文に曰く、

「中國農民銀行ハ元來農村復興ノ爲メニ設立セラレ……國民政府ノ公布セル條例ニ依リ紙幣發行權ヲ賦與セラレタガ、一昨年ノ幣制改革ニ際シ、財政部ハ農村ノ復興ヲ貫徹スル見地ヨリ同行ノ紙幣ハ法幣ト同様ニ行使セラル可キ旨ヲ規定シ……同行紙幣ガ既ニ法幣ト同様ニ行使セラル可ク規定セラレタル以上、當然他行ト同様ニ法幣ノ對外價值安定ノ責任ヲ負ヒ、其發行準備ハ全額規定通り發行準備管理委員會ニ移管シテ法幣ノ信用ヲ鞏固ナラシムベキデアルガ故ニ、特ニ左ノ如キ辦法ヲ規定シタ。

(1) 中國農民銀行發行ノ紙幣ハ前ニ規定ヲ經テ法幣ト同様ニ行使セラル、事トナレルガ故ニ、其發行準備金ハ應ニ規定ニ按照シテ全額ヲ發行準備管理委員會ノ管理ニ移ス可ク、其發行額及準備金額ハ該委員會ニ於テ検査規則ニ依照シ、毎月検査公告スルヲ要スル。

(2) 同行ノ紙幣ハ自行ノ爲メニ發行セルト、他行ノ爲メニ領用發行(領用トハ發券銀行ガ他ノ金融機關ニ對シ、一定ノ保證金ヲ徴シテ自行ノ銀行券ヲ貸付ケ、是ニ一定ノ暗記號ヲ附シテ後者ガ代理發行スルノ謂デアリ、



領用銀行ニハ發行權ヲ有シ自行券ト併用スルモノト、發行權ヲ有セズ領用發行ノミナルモノトノ二種アルガ、領用期間中ハ領用銀行ハ發券銀行ト同一立場ニ立チ、貸付銀行ハ領用銀行ノ領用セシ銀行券ヲ受入ル、時ハ表面自行ノ銀行券ナルガ、之ヲ領用銀行ニ呈示シテ支拂ヲ受ケル仕組デアル。而シテ幣制改革後ハ政府系四發券銀行ガ他行ニ自行券ヲ領用スル事ガ認めラレテ居ルセルトフ間ハズ、均シク準備管理委員會ノ規定スル辦法ニ依照シテ辦理スルヲ要スル。

(3) 同行ノ發行準備タル外國爲替ニ就テハ、應ニ中央銀行トノ間ニ辦法ヲ商訂シテ辦理スベキデアル。

(4) 同行紙幣ノ發行區域ハ農業重要地方及邊遠ノ省區ニ重點ヲ置カネバナライ。

(5) 同行ノ農村ニ對スル抵當貸付及土地抵當貸付ハ財政部ノ規定スル辦法ニ依照シテ切實ニ辦理シナケレバナライ。

右の命令に依り中國農民銀行の紙幣發行に關する事項は、漸く規定の如く中國・交通等と同様に發行準備管理委員會の統制下に置かれ、其流通區域は農村及邊疆地方を核心とする事となり表面軌道に乗せられたのであるが、業に一億の限度を遙に超過せる發行高に關しては、法的に何等の措置方法を規定せざるのみならず、其後も更に増發の一途を辿りつゝあるに加へ、昨二十六年四月本店を上海に移すと相前後して積極的に支店出張所等の増設に踏出し、今や分行・支行・辦事處・分理處・農貸所等各種店舗數は百廿一ヶ所を算して交通銀行の其(一一七ヶ所)を凌駕せる有様であつて、農村を主たる流通區域とするが如きは高閣に束ねられたるが如く、農業銀行として「農民資金の供給、農村經濟の復興、農業生産改良進歩の促進」の重大使命を果たすよりも、政府銀行とし

て其必要に應じて紙幣を發行するに罷めつゝあるのであるから、右の命令も空文徒法と化するであらう。

國民政府は北伐完了して國內の政治的統一が進捗するに伴ひ、錯雜參差を極めた貨幣金融制度の統一集中に乘出し、先づ國家銀行としての中央銀行を設立し、之が實力擴充の爲めに、新式銀行として最古の歴史と最強の業礎を有せし中國・交通兩銀行を特殊目的を擁する特許銀行に改組すると俱に政府の支配下に置き、一方廢兩改元の斷行、新貨幣制の確立等空前の大業に染手して意想外の結果を收穫した。而して法幣を發行する政府系の發券銀行は國家銀行たる中央銀行を本尊とし、特殊銀行として表面夫々特殊の目的を有する中國（國際爲替銀行）、交通（産業銀行）、中國農民（農業銀行）の三行を兩翼下に收めたる一團であつて、孰れも實際は發券業務を主體とし、政府の機關銀行として行動し、表面上の特殊目的の如きは殆ど捨て、顧みず、四行悉く同様の業域内に伍せるものと做す可きである。従て法幣發行銀行は表面分散式であるが、實際は政府機關として一體を成し、一に國民政府の意の儘に活動しつゝあつて發券銀行は國庫の傀儡に過ぎない。此意味に於て法幣は政府不換紙幣である。

最後に是等四發券銀行の事變綱發前迄に於ける發行高増加の跡を辿れば、下表の如くである。（單位千元）

年末	中央	中國	交通	中國農民	合計
一九二〇	—	六六、八四	三九、一七〇	—	一〇六、〇四〇
一九二一	—	一七〇、〇九一	四八、三三七	—	二一八、四二八
一九二二	三三、六九六	一〇三、八四九	八二、八九三	—	三二〇、四三〇
一九二三	三九、一四五	一七九、六四八	八二、四三五	—	三〇一、二三六
一九二四	七〇、七二二	一八三、七七七	八二、一一一	二、〇〇六	三三九、一八〇
一九二五	八五、三三九	一〇一、八二〇	一〇六、一三五	五、六六三	三九八、五七七

幣制改革後に於て膨脹特に赫著なるものがあり、其直後一ヶ年間は殆ど倍加の勢を示した。其尤因が銀本位廢止に基く銀元の代位と、統一集中政策に基く一般發券銀行紙幣の代位とに存するは謂ふ迄も無き所であつて、兩者の背景を成すものは國民政府の政治的勢力の擴充である。從て四發券銀行紙幣發行高の全國銀行紙幣發行高に對する比率は一九三六年末に於て七八%の高率に達し（政府系三商業銀行分を加ふれば今少し上向す）最早絶對的のものとなした。其後の情勢が更に一段の拍車を掛けた事は言を須ひない。加之一九三六年末現在政府系四銀行の全國各種新式銀行間に於ける地位は、

銀行	行數	店鋪數	拂込資本	預金	貸金	有價證券	紙幣
中央及特許	四	四九一	一、七〇〇萬元	二、六七六	一、九三三	一五〇	一、七〇〇
省市立	二六	四六四	七六	三二五	二二二	六〇	三三三
商業、儲蓄	七三	四〇八	八三	一、〇四一	八六四	二四四	一〇
農工	三六	一七三	二元	一八三	一七	二四	三〇
專業	一五	三	一元	一八七	一六	三六	八
僑	一〇	三三	五七	一四六	六	三五	一
計	一六四	一、六七	四、四	四、五二一	三、四六	五、〇一	一、六三三

の如く拂込資本に於ては三八%、預金に於ては三九%、貸金に於ては五五%、證券に於ては三〇%を占め、一般金融界に在ても最大勢力を矜持せるを窺知する事が出来る。換言すれば全國金融界に對する政府の統制力の擴大を物語つて居る。